

## 下水道事業は公営企業会計に移行しました

本町では、下水道事業の持続的で安定的な事業運営のため、公共下水道事業と漁業集落排水事業について、令和 5 年 4 月 1 日より地方公営企業法の財務規定等を適用し、これまでの官庁会計(単式簿記)から公営企業会計(複式簿記)へ移行しました。

地方公営企業法の適用は主に会計方式の変更となりますので、お手続き方法など使用者の皆さんに直接の影響はありません。

### 1 地方公営企業法の適用について

#### ① 適用の目的

発生主義・複式簿記を採用した公営企業会計方式による貸借対照表や損益計算書等の財務諸表の作成を通じて経営・資産等を正確に把握し、中長期的な視点にたった計画的な経営基盤の強化と、財政マネジメントの向上等に取り組むことで、将来にわたり持続可能な経営基盤を確保することを目的とします。

#### ② 対象事業

本町の下水道事業については、平成 4 年の漁業集落排水事業(袖浜)の供用開始から 30 年、平成 14 年の特定環境保全公共下水道事業(伊里前)の供用開始から 20 年を経過し、近い将来、施設の老朽化が急速に進むことが見込まれています。

このような状況の中にあって、将来にわたり安定的に下水道サービスを提供していくため、令和 5 年度から地方公営企業法を適用することになりました。

#### ③ 適用方法

地方公営企業法の適用方法は、法の規定全てを適用する「全部適用」と財務規定等のみを適用する「一部適用」の 2 種類があります。

「全部適用」は、適用範囲が組織や身分に及ぶため、事業の独立性が高まり、機動的な運営が可能となるメリットが、一方、「一部適用」には、現行の組織体制を維持したまま経理内容を明確にできるメリットがあるため、事業規模や組織の状況に応じて、いずれかを選択する必要があります。

本町の上水道事業は、現在、管理者は「非設置」、法適用範囲は「全部適用」となっていますが、下水道事業については、以下の理由から「一部適用」を採用しました。

### 2 地方公営企業法の財務規定等による特例の主な内容

地方公共団体の経営する企業が、企業としての経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉の増進に向けて運営されるよう、地方公営企業法では、民間企業の会計基準に近い形で財務諸表等を作成する独自の制度として、次のような財務規定等による特例を設けています。

#### ① 発生主義

公営企業の経済的活動を正確に把握し、的確な経営方針を樹立して、住民に対する企業活動状況を報告するためには損益及び資産の状態を適切に把握する必要があります。

このため、現金の収入・支出の事実に着目して経理する官庁会計方式(現金主義)ではなく、現金の収支の有無に関わらず経済活動の発生による経理を行う発生主義を採用しています。

#### ② 複式簿記の採用

複式簿記の採用によって取引のある度に貸方・借方に等しい金額を計上するため、貸方と借方

の合計も必ず同額になります。このことで、完成された財務諸表により計算の正確さを確かめることができ、会計処理の自己検証が可能となります。

### ③ 損益取引と資本取引の区分

公営企業会計においては、管理運営に係る取引(損益取引)と建設改良等に係る取引(資本取引)を区分して経理することにより、当該事業年度の経営成績を正確に把握することになります。

### ④ 経営成績、財政状態の早期把握

公営企業会計の決算については、出納整理期間がないこと等を理由に、5月31日までに地方公共団体の長に提出しなければならないこととされており、一般会計等に比べて決算の確定が早くなるため、決算実績を早期に把握でき、直ちにその結果を経営の参考にすることができます。

## 3 地方公営企業法適用のメリット

### ① 損益情報・ストック情報の把握による適切な経営戦略の策定

公営企業会計の適用により、管理運営に係る取引(損益取引)と建設改良等に係る取引(資本取引)が区分して経理され、経営成績を適正に示すことや利益・損失の確定を適切に行うことができるため、その分析を通じて中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定に必要な基礎的情報を得ることができます。

また、減価償却費が導入され、金額ベースでの資産の老朽化の状態の的確な把握が可能となり、更新計画等の策定に役立ちます。さらに、期間損益計算による原価の明確化で、施設の更新財源も含めて、収益のあるべき水準を踏まえた適正な料金算定に役立てることが可能となります。

### ② 企業間での経営状況の比較

他の類似の公営企業や民間企業との比較が可能となることから、経営成績や財政状態をより正確に評価・判断することができるようになります。

### ③ 経営の自由度向上による経営の効率化

予算を超える弾力的な支出、能率的機動的な資産管理が可能となるなど、財務規定等の適用によって経営の自由度が向上し、住民ニーズへの迅速な対応、経営の効率化やサービスの向上につながります。

### ④ 住民や議会によるガバナンスの向上

比較可能で財務状況を把握しやすい会計の採用、決算の早期化など開示の充実がなされることで、住民や議会によるガバナンスの向上が期待されます。

### ⑤ 職員の経営意識の向上

発生主義など企業会計的な財務処理の知識やノウハウを持った有為な人材が地方公共団体全体で育成されることが期待されます。

また、減価償却費を含めたコストとそれに対する収益や、資産と負債の最適化を意識することにより、最少の経費で最大の効用の発揮を図る、経営マインドを持った人材が要請される効果も併せて見込まれます。

## 【お問い合わせ】

南三陸町 上下水道事業所 下水道係 電話 0226-46-5600

〒986-0725 宮城県本吉郡南三陸町志津川字沼田 14 番地 3(総合ケアセンター内)